

地方創生から見る最低賃金

～人口移動と最低賃金額の関係について～

創価大学

金澤伸幸研究会

地方創生②

東口和正・真鍋瑞歩・堀江智子・渡邊正道

碓氷秀雄・凶司諒斗・福島絵梨果

2020年 11月

要約

本稿では、労働雇用の面ではなく、地方創生という観点から最低賃金を考察していく。「最低賃金を上昇させることにより、地方創生に一石を投じること」の実現を目標とし、最低賃金の上昇した影響により、都道府県における若者の転入超過率にどのような影響を与えるのかについて分析を行っていく。

現在の日本では地方の過疎化が深刻化している。国土交通省（2014）によると、東京圏、名古屋圏、関西圏の人口減少率は-20%、-17.2%、-21.6%であるのに対し、地方では、-33.9%であると述べられている。このことから、地方は都市圏と比べ大きく人口が減少していることが分かる。このような現状が発生している理由として、地方から都市圏への転出が挙げられる。総務省統計局（2018）によると、東京都は転入超過数が7万9844人であるのに対して、前年の2017年と比べ6729人、人口が増加している。一方で、茨城県では転出超過数が7744人であり、前年と比べ2590人、人口が減少している。このように地方から都市圏への転出が深刻化しており、地方人口が大きく減少している。地方人口の減少は様々な問題を引き起こしている。主に少子化、労働生産性の衰退、インフラの問題が挙げられる。これらの問題は将来、より深刻化していくことが予想される。そのため地方への転入超過数が低いことはとても深刻な問題であるといえる。ではなぜ、地方は転入超過数が低いのか。その主な理由として、労働条件の問題が挙げられる。西日本新聞（2019）によると、就活生が会社選びの際に地方を離れる理由として、働きたい企業がない、給与や福利厚生などが充実していないなどが挙げられた。このことから、労働条件の改善がその地域を活性化し、若者の転出を抑え、他地域からの転入を促すことに繋がると考えられる。

こうした背景を踏まえ、本稿では、労働条件の1つである賃金を効率的に上げることのできる方法として最低賃金に焦点を当てる。実際に最低賃金と地方への人口移動との関係性を明らかにし、地方創生の面から最低賃金について言及していく。

先行研究では、竹内（2019）、川島・村崎（2004）の研究を用いて、人口移動の要因として教育、医療、移住・生活環境が挙げられた。また、川口・森（2013）の研究では最低賃金が雇用量を減少させると述べられた。一方、Card and Kruger（1994）によると、1992年に最低賃金を引き上げた米国のニュージャージー州が、最低賃金の引き上げを行わなかったペンシルバニア州に比べ、雇用が上昇したことが明らかにされている。また、務川・川畑・上野（2020）によると、中央最低審議会が定める地域ランク別のAランク地域を除く、B、C、Dランク地域では最低賃金の引き上げは雇用に正の影響があることが述べられている。よって、B、C、Dランク地域は雇用に負の影響を及ぼさずに最低賃金を上げることが可能であるといえる。また、私たちが定義する地方の多くはC、Dランク地域に含まれている。よって、私たちはC、Dランク地域における転入超過数の上昇が地方創生の実現につながると考え、政策内容はC、Dランク地域に焦点を置き提言する。これらの先行研究を踏まえ、私たちは最低賃金の引き上げで地方創生を目指すことを本稿の独自性とし、研究を行う。

分析では、最低賃金が上昇した際に全都道府県の転入超過数にどのような影響があるのかを明らかにすることを分析の目的として、15歳～29歳の若者を対象として分析を行う。データは、2010年から2015年の6年間のデータを用い、47都道府県×6年でパネルデータを構築した。被説明変数を15歳から29歳の転入超過数の合計とし、説明変数を最低賃金額、前年度の最低賃金額、2年前の最低賃金額の3つにした。分析の結果、前年度の最低賃金額を1円上げると全国で平均61人転入数が増えることが判明したため、最低賃金の引き上げは今後も行っていくべきである。

以上のことを踏まえ、最低賃金を引き上げた際に雇用数に負の影響を及ぼすことを配慮したうえで、C、Dランク地域の転入超過数を上昇させるために最低賃金を引き上げることが経済産業省に提言する。これにより、今後従来の最低賃金法の改正により地方創生が促進されることを期待する。

目次

はじめに

第1章 現状分析と問題意識

- 第1節 地方の転入転出の現状
- 第2節 転入超過数が低いことによる問題
 - 第1項 少子化
 - 第2項 労働生産性の衰退
 - 第3項 インフラ問題
- 第3節 転入超過率が低い要因
- 第4節 最低賃金のランクの定義と現状
- 第5節 問題意識

第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

- 第1節 教育、健康・医療が人口移動に与える影響
- 第2節 大阪府の移動要因に関する研究
- 第3節 最低賃金が労働市場に与える負の影響
- 第4節 最低賃金が雇用数に与える正の影響
- 第5節 地域別でみた最低賃金引き上げによる影響
- 第6節 本稿の位置づけ

第3章 理論分析

- 第1節 分析の目的と流れ及び結果の要約
- 第2節 分析モデル
- 第3節 データと出典
- 第4節 検証仮説
- 第5節 推計結果
- 第6節 結果の解釈

第4章 政策提言

- 第1節 政策提言の前提
- 第2節 転出超過から転入超過にするための最低賃金の引き上げ

おわりに

参考文献・データ出典

はじめに

現在、日本の機能や人口が都市圏に集中していることにより、地方との格差は開いていく一方だ。中でも進学や就職を理由に、若者が地域間を移動していることが見られる。多くの若者が地方から都市圏へ移動するのに対し、都市圏から地方へ移動する若者は年々減少している。理由として、地方の労働条件の悪さなどが挙げられる。地方の賃金水準の低さもその一つである。

政府は、この労働条件の課題に対し働き方改革を提示しており、その中で賃金引き上げと労働生産性向上について示している。以下は 2018 年度の各党の最低賃金の公約である。まず、自民党は、最低賃金を年率 3% を目途に引き上げ、全国加重平均額を 1000 円にすることを約束している。また、公明党は、年率 3% 以上を目途に引き上げ、2020 年代の前半に全国加重平均額が 1000 円を越えること、そして 20 年代半ばに 47 都道府県の半数以上で 1000 円以上を目指すことを掲げている。

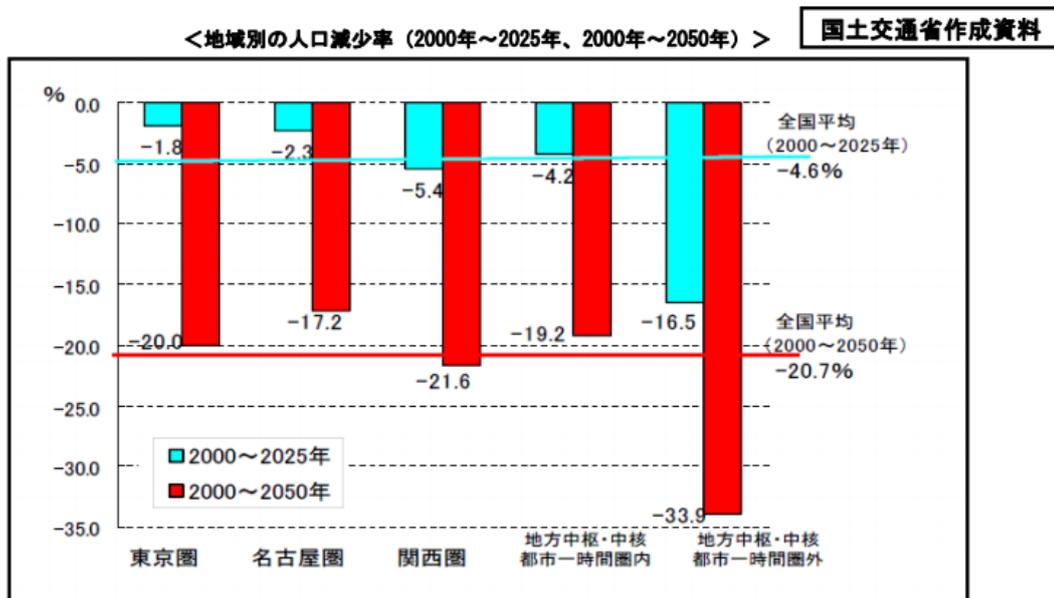
以上のことを踏まえ、本稿では地方の転入超過数の低さを問題視し、最低賃金の面から地方創生を促す政策を提言する。本稿の流れとしては、まず地方の転入・転出の現状について見ていき、地方の転入超過数が低いことを取り上げる。そして、転入超過数の低さから生じる問題点を挙げた後、転入超過数が低いことの要因について触れる。ここでは労働条件の悪さを指摘した後、労働条件の一つである賃金を改善するため、最低賃金について触れ、現状分析を行う。そして地方の転入超過数の低さを問題意識とする。そこから先行研究を示した後、データ分析を行い、政策提言を行う。

第1章 現状分析と問題意識

第1節 地方の転入転出の現状

本稿では地方創生を目的に、主に都市圏と地方を比較しながら分析を進める。そこでまずは地方の転入転出の現状からみていくが、その前に都市圏と地方の定義をする。国土交通省より、「都市圏」とは東京圏、名古屋圏、関西圏を指す。東京圏とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県、三重県、関西圏は京都府、大阪府、兵庫県、奈良県のことである。「地方」とは都市圏以外の地方中枢・中核都市の地域を指すこととする。

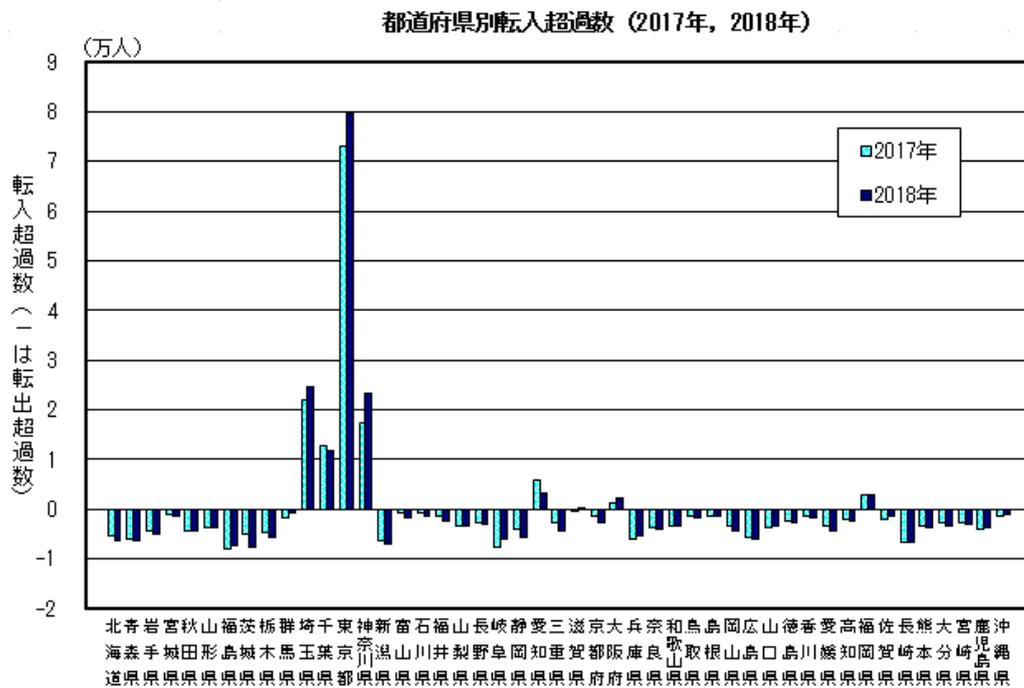
上記で定義づけした地方における人口は年々減少傾向にある。国土交通省（2014）によって作成された「地域別の人口減少率（2000年～2025年、2000年～2050年）」のグラフ（図1）によると、2000年～2025年までで、都市圏、地方ともに人口減少することが予想されており、2050年には、人口減少がさらに拡大するとみられている。また、地方でも都市一時間圏外になると人口減少の割合は大きく、2025年までに人口は平均をはるかに上回る－16.5%減少し、2050年までの人口を見た際も平均をはるかに上回る－33.9%まで落ち込むとみられている。以上のことから、地方の総人口は減少傾向にあることが明らかであり、今後も大幅に減少していくことが予想されている。



（資料：国土交通省（2014）「地域別の人口減少率（2000年～2025年、2000年～2050年）」）

図1：地域別の人口減少率

このような地方の総人口が減少している一つの原因として、都市圏への転出が考えられる。総務省統計局（2018）の2017年と2018年の都道府県別の転入超過数（図2）をみると、転入超過になっているのは東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、愛知県、福岡県、大阪府及び滋賀県の8都府県のみであり、この8都府県の多くが都市圏に属している。転入超過が最も拡大している東京都の転入超過数は7万9844人であり、前年と比較すると6720人の増加であった。対して、転入超過数がマイナスとなっているのは茨城県、福島県、新潟県、長崎県など39道府県にも及んでいる。以上より、都市圏のほとんどで転入超過となっているものの、多くの地方では転入超過数はマイナスとなっており、都市圏に人口が集中（都市一極集中）していることがわかる。さらに、総務省（2012年）によると、2020年の東京圏は総人口の約3割を占めており、三大都市圏では総人口の半分以上を占めていると述べられている。このことから都市一極集中の度合いの大きさが伺える。



（資料：総務省統計局（2017、2018）「都道府県別転入超過数（2017、2018）」）

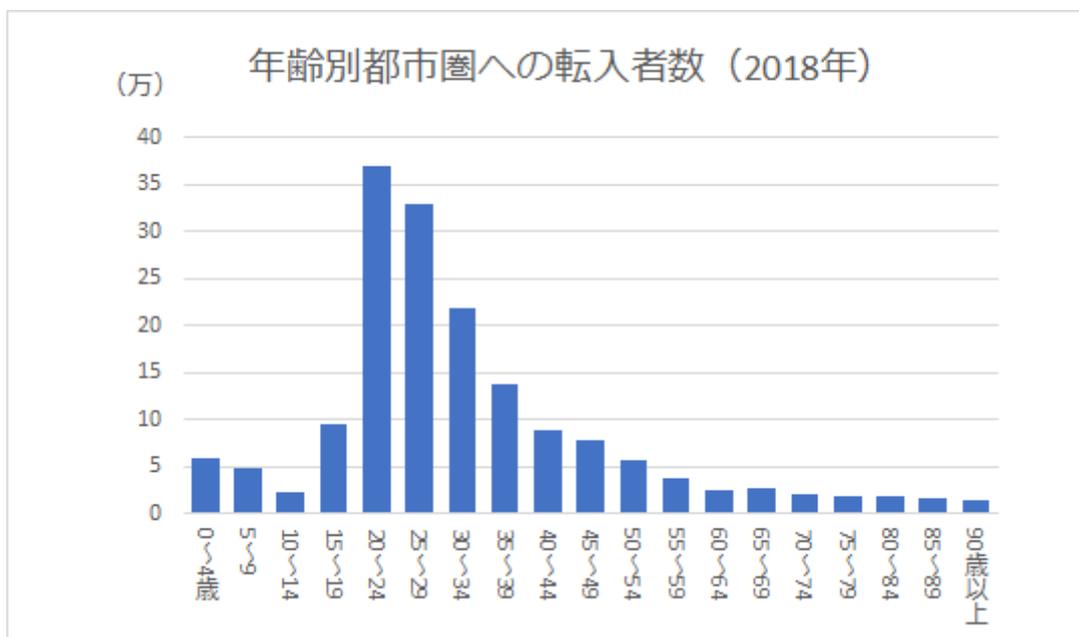
図2：都道府県別転入超過数（2017年、2018年）

第 2 節 転入超過数が低いことによる問題

第 1 章の第 1 節で述べてあるように、地方における人口は減少続きであり、転入超過数がマイナスとなっている。そこでこの節では、転入超過数が低いことによって生じる問題である「少子化」「労働生産性の衰退」「インフラ問題」の 3 つを挙げる。

第 1 項 少子化

一つ目の問題として、少子化が挙げられる。現在、日本では価値観の多様化による未婚率の上昇、結婚から出産までの年数の増加など様々な要因で少子化が進んでおり、都市部への若者の進出も少子化が加速する一因となっている。



(厚生労働省：(2019、2020)「他都道府県からの転入者数—全国、都道府県 (平成 31 年・令和元年)」

より筆者作成)

図 3：年齢別都市圏への転入者数

上記 (図 3) は政府統計データをもとに年齢別の都市圏への転入者数を示したグラフである。このグラフによると、都市部への転入者の多くは 20 歳から 29 歳であることがわかり、若者の移動が日本の転入出に大きな影響を与えていることがわかる。また、厚生労働省 (2018) によると、合計特殊出生率の最も高い都道府県は 1.89 の沖縄県であり、島根県が 1.74、宮崎県が 1.72 と地方圏が続く。一方、最も低いのは東京都の 1.20 であり、京都府が 1.29、そして秋田県に続いて神奈川県が 1.33 と下位には都市圏が目立っている (表 1 参照)。

このように都市圏では出生率が低くなっているものの、前述にあるように、都市圏では高い転入超過数を示しており、その中でも若年層が多い。地方からの転出を抑える、もしくは都市圏に集中する若者の地方への転入を促さないことには、少子化を促進させてしまう。よって、転入超過数が低いことは少子化の促進につながると考えられる。

表 1：上位と下位 5 県の合計特殊出生率

上位 5 県		下位 5 県		
1	沖縄県	1.89	1 東京都	1.2
2	島根県	1.74	2 北海道	1.27
3	宮崎県	1.72	3 京都府	1.29
4	鹿児島県	1.7	4 宮城県	1.3
5	熊本県	1.69	5 秋田県	1.33

(総務省統計局：(2018)「都道府県別にみた年次別合計特殊出生率」2018年より筆者作成)

第 2 項 労働生産性の衰退

少子化につづき、二つ目の問題として労働生産性の衰退が挙げられる。

中小企業の動向によると労働生産性とは、労働者がどれだけ効率的に成果を生み出したかを定量的に数値化したものであるが、内閣府(2019)によると、人手不足感の高い企業ほど、労働生産性が低い傾向にあることが分かっている。また、人手不足感のある企業にとって労働生産性を高めるには、必要な人員を確保し適切な人員配置を行う必要があることが述べられている。

しかし、転入よりも転出が多いことにより、県内の人口が減ることで雇用者数の低下を招いてしまう。また、前項の年齢別転入者数のグラフ(図 3)から人口移動の割合が若者に多いことが分かった。つまり、転入超過数が低くなることは少子化を招き、労働力人口の低下にもつながる。また、総務省統計局、JILPT のデータをもとにした KDDI (2000、2015、2016) による労働力人口の推移のグラフ(図 4)によると、2000 年から 2020 年にかけて 15~64 歳までの労働力人口は減少をみせており、2030 年にはさらに減少していることが見込まれる。このことから、今後も少子化が促進し、それに伴って地方の労働力人口は減少し続けるとみられている。



(資料；厚生労働省：(2000、2016)「労働力調査」、JILPT：(2015)「平成27年 労働力需給の推計」より KDDI 作成)

図4：労働力人口の推移

地方から都市部への転出者数が多いことから、都市部で集積した経済効果の向上や、地方での知識のスピルオーバー効果^①の低下が生じる確率が上昇すると考えられる。これらのことから、転入超過数の低下は労働生産性の衰退をもたらす要因となることがわかる。

第3項 インフラ問題

三つ目の問題はインフラに関するものである。このまま転入超過数が下がり、労働力人口が低下し続けることを踏まえると、追加的な経済成長は見込みづらい。国土交通省(2016)によると、日本の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化していくことが懸念されている。今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなることが予想される。しかし、このような老朽化が危惧される社会資本ストックへの維持管理・更新は未だ行き渡っていないのが現状である。

① スピルオーバー効果：漏出効果、拡散効果という。元来、公共経済学の分野での用語であり、公共サービスの便益が、給付を行なった公共体の行政区域を超えて拡散し、費用負担をしていない周辺の公共体もその便益を享受する現象であり、ある種の外部経済効果である。

(参照：ブリタニカ国際大百科事典 小項目9事典)

また、内閣府（2013）によると、人口減少や少子化が進むことにより、社会インフラの需要量が減少すると、社会インフラの単位コストが高まってしまふほか、インフラ整備の費用対効果の低下に繋がることも懸念される。

第2項で述べた、転入超過数が低いことは労働生産性を衰退させることから、社会資本ストックの老朽化にもつながるといえる。また、転入超過数が低いことは、人口減少、少子化を加速させることから、単位コストの増大に繋がる。つまり、転入超過数が低いことはインフラ問題を悪化させることが考えられる。

第3節 転入超過数が低い要因

第2節で述べたように転入超過数が低いことによる問題は多く、とても深刻である。本節では、地方でなぜ転入超過数が低くなっているのかについて触れていく。

地方で転入超過数が低くなっている理由として、主に地方の労働条件の悪さが挙げられる。西日本新聞（2019）によると就活生が県外に出る理由として多く挙げられているのが「地元で働きたい企業がない」、「給与や福利厚生など、都市圏との格差から地元では働けない」という声が挙がっている。また、キャリコネ（2019）は国税庁が毎年実施する「民間給与実態統計調査」の給与明細投稿をもとに都道府県別の平均年収ランキングを作成した。（表2）

表2：都道府県別平均年収ランキング

順位	都道府県	平均年収	順位	都道府県	平均年収	順位	都道府県	平均年収
1	東京都	474万円	17	宮城県	376万円	33	北海道	350万円
2	神奈川県	442万円	17	滋賀県	376万円	34	福井県	346万円
3	大阪府	438万円	19	徳島県	375万円	34	大分県	346万円
4	愛知県	428万円	20	高知県	374万円	36	青森県	342万円
5	静岡県	413万円	21	広島県	373万円	37	山形県	340万円
6	京都府	411万円	22	和歌山県	371万円	38	長崎県	338万円
7	兵庫県	407万円	23	栃木県	370万円	39	新潟県	335万円
8	長野県	401万円	24	山口県	367万円	40	岩手県	329万円
9	三重県	392万円	25	香川県	366万円	41	宮崎県	327万円
9	埼玉県	392万円	25	奈良県	366万円	42	沖縄県	326万円
11	富山県	388万円	27	福岡県	365万円	43	福島県	316万円
12	山梨県	384万円	27	群馬県	365万円	44	鳥取県	315万円
13	茨城県	382万円	29	佐賀県	363万円	45	鹿児島県	310万円
13	千葉県	382万円	30	愛媛県	362万円	46	島根県	300万円
15	岐阜県	379万円	31	石川県	360万円	47	秋田県	290万円
16	岡山県	378万円	32	熊本県	355万円			

(資料：国税庁(2019)「民間給与実態統計調査」よりキャリコネ作成)

トップは大手企業が多く、物価が高い東京都である。その後神奈川県、大阪府、愛知県と都市圏が続く。下位には、東北地方や九州地方などが集中している。これらの地域では大手企業が少なく、最低賃金も低めに設定されている都道府県が多い。最下位の秋田県においては、県内に本社を置く一部上場企業が1社となっている。さらに、第1節の都道府県別転入超過数のグラフ(図2)より、下位にくる地域は転入超過数がマイナスになっていることがわかる。このことから労働条件が悪い地域では、転入超過数が低くなっていることが伺える。

第4節 最低賃金のランクの定義と現状

第3節で転入超過数の低いことは労働条件の悪さが影響していると指摘したが、本節では労働条件、特に賃金を効率的に上げることのできる方法として最低賃金に焦点を当てる。

まず日本の最低賃金に関する現状と政策を簡単に述べる。現在、最も高い最低賃金は東京の1013円であるのに対し、最も低い最低賃金は鹿児島県や沖縄県など7県が該当する792円である。ここには221円の格差が生じており、これが労働条件の悪さとして、賃金の低い地域から若者が流出する要因となっている。

この地域間格差の縮小につなげるため、政府は最低賃金の底上げに意欲的に取り組んでいる。現在、政府が打ち出している最低賃金案の例として、自民党は「年率3%を目途に全国加重平均1000円」を目指している。また、公明党はその中でも「20代前半に全国加重平均1000円越え、20代半ばに47都道府県の半数以上で1000円以上」という政策を打ち出している。

最低賃金法は厚生労働省（2005）によると、「賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」の目的のために1947年から開始された。また、最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力によって決定されており、現在まで上昇しながら続いている。

現在、最低賃金は地域ごとにランク付けがなされており、都道府県の経済実態に応じ、中央最低賃金審議会によって全都道府県をABCDの4ランクに分けている。厚生労働省（2019）によると最低賃金のランクは、労働者の所得・消費・給与・企業経営の指数から、総合的に判断されている。この情報をもとに、Aランクは最も経済状況が良好とされ、最低賃金の上乗せ額は大きくなる。現在Aランクは東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県、千葉県の新6都府県である。続いてBランクは京都府、兵庫県、静岡県など全11府県、Cランクが北海道、栃木県、岐阜県など全14道県である。最後にDランクが青森県、岩手県、山形県など全16県で構成されており、地方の多くがCランクやDランクに位置している。

第5節 問題意識

本章ではまず、日本全体と比較しながら地方の転入超過に関する現状を見てきた。日本の転入出には若者が大きく占め、転出者の多くは都市部へ転入しており、多くの地方で転入超過数がマイナスになっていることが分かった。そのことを踏まえた上で、転入超過数が低くなった際の問題とその要因を示した。転入超過数が低いことで生じる問題として、「少子化」「労働生産性の衰退」「インフラ問題」の3つを述べた。また、要因としては、主に労働条件の悪さが影響している。そして労働条件、特に賃金を効率的に上げることのできる方法として最低賃金を取り上げた。

以上のことから、本稿では「地方の転入超過数の低さ」を問題意識とする。そこで最低賃金という視点から地方創生を促進していきたいと思う。具体的には、最低賃金の上昇をもって地方の転入超過数を増加させることができるか研究していく。本稿では、地方創生の指標として若者（15歳～29歳）の転入超過数を用いる。

第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

本稿では、最低賃金の引き上げによる転入超過数への影響を分析する。したがって、本章では、まず初めに人口移動に関する要因分析を行った研究を2つ紹介する。次に、最低賃金の引き上げが労働市場に与える影響を研究した論文を3つ紹介する。最後に、これらの先行研究を踏まえ、本稿の位置づけを明確にする。

第1節 教育、健康・医療が人口移動に与える影響

日本では、各都道府県の人口増減について様々な研究が発表されている。今回はその1つとして竹内（2019）の論文を紹介する。この研究では、若年者と特に関わりの深い、教育、健康・医療の2分野に関わる諸社会生活統計指標を説明変数、人口増減率を被説明変数として、2005年度から2016年度までの12年間の、全国47都道府県の統計データを用いてパネルデータ分析を行った。

結果として、①老年人口割合の減少、②3-5歳人口10万人あたりの幼稚園数の増加、③15-17歳人口10万人あたりの高等学校数の減少、④中学校卒業生進学率の減少、⑤高等学校卒業生進学率の上昇、⑥人口10万人あたりの一般診療所数の減少、⑦人口10万人あたりの歯科診療所数の増加、⑧人口10万人あたりの医師数の増加が、人口増加と有意に関連していた。

結果の解釈として、教育分野では特に幼稚園の増加が人口の増加と有意に関連していた。現在の日本では、子供の養育施設の充実は大きな問題である。幼稚園の数を増やすことで子育てをしやすい環境をつくることに繋がり、人口増加をもたらすのではないかと考える。また、2005年から2016年の12年間、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、沖縄県では、常に人口が増加していた。それらの県では、2016年の高等学校卒業生進学率の値が2005年に比べて上昇していることから、高等教育機関への進学率の上昇が、人口増加に寄与する事が分かる。健康・医療分野では、前述の5都県の人口10万人あたりの医師数が常に上昇していることが分かった。また、この5都県はベース時点（2005年）で他の県と比べ、人口10万人あたりの医師数が多かったため、医師数を十分に確保でき、医療体制が整っている環境が人口増加をもたらすことが考えられる。これらの県以外でも、特に地方では、医師数を上昇させる政策を推進することが求められる。

第2節 大阪府の移動要因に関する研究

次に、川島・村橋（2004）の研究を紹介する。この研究では、近年大都市都心部への人口増加に着目し、まず大阪都心における近年の都心回帰現象の実態を把握し、次に都心の人口移動要因とその変化を明らかにすることで、今後の都心居住整備の一助とすることを目的としている。分析では、目的変数を特定の地域から別の地域へどれだけの方向性と量を持った人口移動が見られるかを相対的に示す人口移動ベロシティの指標を、説明変数に二次産業事業所増加率、家賃、幼稚園の数、道路実延長、人口密度、時間距離など計14指標を用いた。

結果として、第二・三次産業増加率、住宅家賃、住宅供給、幼稚園数、道路・主要道路実延長、人口密度、時間距離といった変数で有意を示した。さらに、これらを都心から都心周辺・郊外方向への移動要因と都心方向へ移動する要因に区別して考えた。都心から郊外へ移動する要因については、住宅供給、道路・主要道路実延長が多く、人口密度が低い地域が好まれることが分かった。また、都心方向へ移動する要因では、年々移住・生活環境要因の需要性が高くなる傾向があることが分かった。具体的には、幼稚園数、道路・主要道路実延長、人口密度、時間距離といった変数で有意を示すようになっている。この分析結果を踏まえ、今後人口移動を促すためには、住宅の質といった生活環境の快適さを整える政策提言が推進されることが望まれる。

第3節 最低賃金が労働市場に与える負の影響

次に最低賃金についての先行研究を紹介していく。完全競争の労働市場の理論的モデルで考えると最低賃金の上昇に対して企業は雇用量の調整を行うため、最低賃金の上昇は雇用量の減少につながると考えられる。しかし、最低賃金が労働市場に与える影響を調べた論文は多く発表されているなかで結論もさまざまであり、統一的な結論は得られていない。本節ではまず、最低賃金が労働市場に負の影響を与えたと報告した論文の一つとして川口・森（2013）を紹介する。この研究では、2007年の最低賃金法改正による最低賃金の引き上げで10代労働者の賃金を引き上げる効果を持つことを明らかにし、この賃金の引き上げが10代労働者の雇用に与える影響を調べたものである。

2007年の最低賃金法改正では、最低賃金を受け取りながらフルタイムで働いた時に得られる月収が生活保護を得た時に得られる生活保護総額を下回る「逆転現象」を2012年までの5年間で解消することを目指して最低賃金が引き上げられることになった。

この生活保護額と最低賃金の乖離を埋めるために予想される最低賃金の引き上げ幅と、10代労働者の就業率をそれぞれ横軸と縦軸にとり関係を見ると、逆転現象解消のために必要な最低賃金引き上げ額が大きかった地域ほど就業率の落ち込みが平均的に激しかったことがわかった。例えば、神奈川県は逆転現象解消のために必要とされる最低賃金の引き上げが約 5.5% (0.055 ログポイント) であったが、就業率は 5%ポイントほど落ち込んでいる。一方で、想定される最低賃金引き上げ額が 2.5%にとどまった岐阜県の実績は 5%ポイント上がった。つまり、生活保護額と最低賃金額の逆転額が大きい都道府県では平均的に最低賃金が引き上げられ、10代労働者の就業率を低下させたということが考えられる。

また、就業率を最低賃金に回帰分析した結果でも最低賃金の 10%の上昇は 10代労働者の就業率を 5.25%ポイント減少させる効果があることが示された。10代男女の平均就業率が 17%であることと比較すると、これは約 30%の雇用の減少効果であり、最低賃金の雇用への弾力性がおよそ 3であることを意味する。したがって、最低賃金の上昇は若年労働者に対して雇用減少効果をもつことが示唆された。

第 4 節 最低賃金が雇用数に与える正の影響

次に、第 3 節とは反対に最低賃金が正の影響を与えることが判明した米国の Card and Krueger (1994) による研究を紹介する。この研究では、米国のニュージャージー州とペンシルバニア州を対象としている。1992 年 4 月 1 日にニュージャージー州では最低賃金を \$4.25 から \$5.05 に引き上げ、ペンシルバニア州では \$4.25 と据え置いた。これによって 410 店舗のファーストフード店の雇用への影響が 2 国の間でどう違ってくるのかを分析する。Card and Krueger は両州のファーストフード店における地域間の雇用の変化を需要の季節変動等、最賃以外の雇用決定要因の同質化を図り、労働需要変動を直接的にとらえられるようにした。期間は 1992 年 4 月の直前 (92 年 2-3 月) から約 8 カ月後 (92 年 11-12 月) までである。第 3 節でも述べた通り、最低賃金の引き上げに対して企業は生産性の低い雇用者を解雇し、雇用量の調整を行うため、最低賃金の引き上げは失業率を上昇させると考えられる。そのため、最低賃金の引き上げが行われたニュージャージー州の雇用は最低賃金の引き上げが行われなかったペンシルバニア州より低いことが予想される。しかし、結果として雇用は最低賃金を引き上げたニュージャージー州が 20.44%から 21.03%に上昇し、最低賃金の引き上げを行なわなかったペンシルバニア州では 23.33% から 21.17%に減少した。

この研究により、最低賃金の引き上げが雇用の減少をもたらすという証拠を見つけることができず、むしろ雇用増加をもたらすということが分かる。また、Harasztsosi and Linder (2019) は、企業が人件費の上昇分を製品に上乗せしたため、雇用の減少をもたらさずに最低賃金を引き上げることができたと述べている。Card and Krueger (1994) の研

究結果は、これまでの最低賃金が雇用に負の影響を与えるという考え方を大きく変える結果となった。

第5節 地域別でみた最低賃金引き上げによる影響

次に務川・川畑・上野（2020）による研究を紹介する。第1節、第2節で述べてきたように完全競争の労働市場の理論的モデルにおける“均衡賃金率を上回る最低賃金引き上げは雇用削減をもたらす”との想定と一致する実証研究例もあれば、これに反して、雇用への顕著な負の影響が示されずむしろ雇用に正の影響が示された研究例も存在し、統一的な結論は得られていない。しかし、これまで日本の最低賃金引き上げの影響分析では有効求人倍率の高まりが顕著な2013年以降のデータを取り込んだ分析がほとんど実施されていない。また、第2節でも述べたHarasztosi and Lindner（2019）や奥平（2019）が指摘している通り労働市場の状況で製品に価格転嫁ができるかによって最低賃金引き上げによる影響は異なってくるという予想がされるが、実際に分析が行われた研究はほとんどない。

そこで、利用可能な最新年のデータを含んだCRD協会の中長期の企業データ（2005年から2017年）を用いて構築された地域別・業種別パネルデータを活用し、最低賃金引き上げが雇用、付加価値額、労働生産性に与える影響について分析した研究が務川・川畑・上野（2020）である。分析では、平均的な賃金水準が大企業より相対的に低く、最低賃金引き上げによる影響を直接的に受けやすい中小企業を対象とした。本節では、地域別における雇用に与える影響の分析結果を先行研究として用いる。

地域別（中央最低賃金審議会が定める地域ランク別）での推計の結果、被説明変数を従業員数としたパネルでは、Dランク地域のみ2年前の最低賃金引き上げが1%水準で有意な弾性値を示した。また、B、Cランク地域においても最低賃金引き上げの弾性値は有意に認められなかったものの、雇用への影響は正の弾性値を示した。他方で、Aランク地域では、有意でないものの、1年前・2年前の引き上げが負の弾性値を示した。

今回の結果は、相対的に労働市場が買い手独占的になる地域と、逆に都市部のような相対的に労働市場が競争的である地域の状況が反映されている可能性があると考えられる。特に、産業集積の度合いが相対的に低く、ローカルな市場を相手にしているDランク地域において最低賃金引き上げによる雇用への影響は有意に正の効果がみられた。

以上のように、務川・川畑・上野（2020）の研究によって、Aランク地域を除くB、C、Dランク地域においては最低賃金の引き上げが雇用に正の影響を与えることが明らかとなった。

第6節 本稿の位置づけ

先行研究においては、まず第1節で教育・医療の観点から人々の移動について研究した竹内（2019）の論文を紹介した。次に、年々大都市都心部への人口移動が増加している点に着目し、大阪府の人口移動の要因について研究した川島・村崎（2004）の論文を紹介した。ここでは、人口移動の要因として移住・生活環境が深く関係していることが分かった。さらに第3節からは、最低賃金に関する研究を紹介した。その1つとして、最低賃金の引き上げは若年労働者に対して雇用減少効果があるという川口・森（2013）を取りあげた。一方で第4節では、Card and Krueger（1994）や奥平（2019）による、最低賃金の引き上げによる人件費の上昇分を製品価格に上乗せさせることが可能である企業は、最低賃金を引き上げたとしても雇用にマイナスの影響を与えないということがわかった。さらに第5節では、務川・川畑・上野（2020）で、最低賃金の引き上げに対する影響を日本全国で見たところ地域ランク別のAランク地域を除く、B、C、Dランク地域において雇用に正の影響を与えるということが明らかとなった。

以上の先行研究を踏まえ、これまでの日本の地方創生では人口移動を促す要因として、医療、教育、移住・生活環境を取りあげ、それらを充実させるための政策提言を推進してきた。しかし私たちは、第4節、第5節の研究を踏まえて、最低賃金の引き上げが地方創生につながるのではないかと考えた。本稿では転入超過数を被説明変数としたモデルを用い、最低賃金の引き上げが全国的にどのような影響を与えるかを分析する。私たちは最低賃金の引き上げで地方創生を目指すことを本稿の独自性とする。

第3章 理論分析

第1節 分析の目的と流れ及び結果の要約

本章では、本稿の問題意識と研究目的に鑑みて、先行研究を参考に実証分析を行う。そこで本稿では、日本全国の都道府県を分析の対象とし、実際に全国の転入超過数データを用いて、最低賃金が上昇した際に転入超過数にどのような影響を与えるのかを明らかにするために実証分析を行う。はじめに、川口・森（2013）で行われたモデル式を参考に推定式を作成する。その後、その推定式を使用し、総務省統計局の「E-STAT」から取得した都道府県別の最低賃金額と転入超過数を用いて、最低賃金の影響によって転入超過率にどのような変化を与えるのかを示す。

具体的な分析方法として、総務省統計局の「E-STAT」から取得したデータを基にしたパネルデータを用いた重回帰分析を用いて明らかにしていく。用いたデータ及び出典について

ては本章の第3節で詳しく説明していく。また、都道府県と年次による影響を除くため、都道府県と年次の影響を固定した固定効果モデルを採用した。

推定の結果、15歳～29歳の転入超過数に対し、前年度の最低賃金額及び2年前の最低賃金額が、統計的に有意な正の影響を与えるという結果になった。

このことから最低賃金の引き上げによる転入超過数への影響は1～2年の時間差が生まれることがわかった。

第2節 分析モデル

本稿の分析は、地方創生を促すと考えられる若者（15～29歳）を分析の対象とする。データは、2010年から2015年の6年間のデータを用い、47都道府県×6年でパネルデータを構築した。被説明変数を15～29歳の転入超過数の合計とし、説明変数を最低賃金額、前年度の最低賃金額、2年前の最低賃金額の3つを選択した。3つの説明変数を用いた理由は、最低賃金額と人口移動にはラグが存在するのではないかと考えたからだ。最低賃金の上昇による影響には時間がかかることが予想されるため、前年度の最低賃金や2年前の最低賃金額がより説明変数として適している可能性があると考えた。その他の変数は、務川・川畑・上野（2020）を参考に制御変数を選定した。まず、景気変動の変数として、都道府県別完全失業率を用いた。また、15～29歳の転入超過数の合計と前年度の最低賃金額の交絡因子として、都道府県別の労働生産性と県内総生産を用いた。どちらも最低賃金額と正の相関関係にあり、前年度の最低賃金額の分析結果に対して正のバイアスを出すことが考えられるためである。そのため本分析では、説明変数として選択した。また、別の交絡因子として雇用に関する雇用数や、賃金率も考えられた。しかし本稿では、完全失業率を景気変動の変数として用いると共に、雇用面から見た交絡因子としても機能すると考えられるため、雇用数を交絡因子として設定しなかった。また、同様の理由から賃金率に関しても、労働生産性を交絡因子として設定することによって、賃金率もコントロールできていると考えたため、交絡因子として賃金率を用いなかった。そのため本分析では、雇用や賃金率を変数として選定されていないことに注意されたい。

また、15歳～29歳の転入超過数と最低賃金額は共に、都道府県、年ごとのトレンドに大きく左右されると考えられるため分析方法として、パネルデータを用いた固定効果モデルを扱っていく。推計モデルは以下の通りである。

$$\begin{aligned} Y_{it} &= \beta_{1,1}X_{1,it} + \beta_2U_{it} + \beta_3G_{it} + \beta_4L_{it} + V_i + S_t + \varepsilon_{it} \\ Y_{it} &= \beta_{1,2}X_{2,it} + \beta_2U_{it} + \beta_3G_{it} + \beta_4L_{it} + V_i + S_t + \varepsilon_{it} \\ Y_{it} &= \beta_{1,3}X_{3,it} + \beta_2U_{it} + \beta_3G_{it} + \beta_4L_{it} + V_i + S_t + \varepsilon_{it} \end{aligned} \quad (i=1\sim 47, t=2010\sim 2015)$$

Y_{it} : 15～29歳の転入超過数

$X_{1,it}$: 最低賃金額

$X_{2,it}$: 前年度の最低賃金

$X_{3,it}$: 2年前の最低賃金
 U_{it} : 完全失業率
 G_{it} : 県内総生産
 L_{it} : 実質労働生産性
 V_t : 固定効果
 S_t : 時間固定効果
 ε_{it} : 誤差項

ここで固定効果及び時間固定効果を入れた理由としては、15歳～29歳の転入超過数に与える各都道府県間での不偏の特性を除去するとともに、各年による時代トレンドによる影響を排除するためである。

第3節 データと出典

本稿では分析に用いたデータと出典に関して詳しく説明する。

【被説明変数】

・転入超過数（人）

第2節での分析では被説明変数に全国の15歳～29歳までの転入超過数を用いる。被説明変数に雇用数を用いない理由としては、本節の分析では最低賃金の引き上げが労働雇用に与える影響について分析するのではなく、地方創生に与える影響について分析するためである。そのため、第3章第2節で述べた川口・森（2013）の分析とは異なり、地方創生に関わるデータが取れる。また、15歳～29歳の転入超過数に絞った理由は、第4節の際に詳しく説明していく。

【説明変数】

・最低賃金額（円）

最低賃金上昇の変化は多くの労働者、雇用者に大きな影響を及ぼす。務川・川畑・上野（2020）では最低賃金と中小企業の雇用、付加価値額、労働生産性の関係を研究していたが、この論文では、最低賃金と転入超過数の関係を研究する。

・完全失業率（%）

川口・森（2013）を参考に完全失業率の変数に用いた。川口・森（2013）では、最低賃金の引き上げが10代の労働者の雇用を減少させるのかどうか分析を行った。加重最小二乗推定の結果は最低賃金が10%上がると16～19歳男女の就業率は5.25%ポイント低下すること示した。標本期間中の16～19歳男女の平均就業率が17%であることを考えると約30%の雇用の減少であり、最低賃金の雇用への弾力性はおよそ3である。この結果を踏まえて本稿では、最低賃金と失業率の関係を踏まえたうえで、最低賃金が転入超過数に与える影響について分析する。

・実質労働生産性（千円）

務川・川畑・上野(2020)では、最低賃金上昇に伴い企業は業務の再編成や、より高い業績基準の設定などによって、労働者に対して効率性を要求する可能性があり、結果として労働生産性向上をもたらす可能性があるとして述べている。例えば、Bassanini and Venn (2007)は、1979-2003年のOECD加盟11カ国における各産業のパネルデータから、最低賃金の上昇が労働生産性を向上させるとの結果を示した。これらの研究を踏まえたうえで、本稿では、各都道府県の労働生産性を説明変数に置く。

・県内総生産（百万円）

前述通り、最低賃金の上昇は労働生産性を向上させるため、県内総生産にも影響を及ぼす。そのため本稿では、その内政性に対応しながら分析を行う。

第4節 検証仮説

・仮説:15～29歳の人口移動に対して、最低賃金額が有意に正の影響を与える。

前節通り、これまで様々な研究で、最低賃金の引き上げが労働雇用に与える影響について述べられてきた。しかし、本節では、現状分析で述べられている、最低賃金の引き上げによる地方創生の効果を上記の仮説に基づいてパネルデータを用いた固定効果モデルで分析する。本稿で、地方創生の指標として若者（15～29歳）の転入超過数を使用する。若者（15～29歳）を対象にした理由としては、平成31年内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の「地方創生を取り巻く状況等について」において若者の人口移動として15歳～29歳を対象にされていたことが挙げられる。また、マイナビの転職動向調査2020年度（2019）によると、20代の約25%が転職をしているという現状から分析では、全国の15歳から29歳までの転入超過数を被説明変数として回帰する。

第5節 推計結果

基本統計量及び推計結果は以下の通りである（表3, 4, 5, 6を参照）。なお、分析には統計ソフトRを用いて分析を行った。

表3：基礎統計量

	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
転入超過数(人)	282	0	11521.672	-10685	87191
最低賃金額(円)	282	709.6134752	53.822366	642	907
完全失業率(%)	282	3.856382979	0.919207	1.8	7.5
県内総生産(100万円)	282	11043648.01	15784668	1724312	103828062
実質労働生産性(千円)	282	7514.549965	978.43098	5713.71	10755.6

(筆者作成)

表 4：推定結果①

固定効果モデル分析（被説明変数：15～29歳の転入超過率）	
変数名	係数
最低賃金額	30.065
	[1.1366]
完全失業率	-208.8
	[-0.5309]
県内総生産	0.0027293
	[10.9551]
労働生産性	0.072441
	[-0.6345]
R-squared	0.46429
Adj. R-squared	0.33392
標本数	282
1) ***, **, *はそれぞれ有意水準 1%, 5%, 10%で帰無仮説を棄却し、統計的に有意であることを示す。	
2) 括弧内の数値は t 値を示している。	

(筆者作成)

表 5：推定結果②

固定効果モデル分析（被説明変数：15～29歳の転入超過率）	
変数名	係数
前年度の最低賃金額	61.336
	[2.9137]***
完全失業率	-190.57
	[-0.4935]
県内総生産	0.00254
	[10.5950]***
労働生産性	-0.03126
	[-0.2790]
R-squared	0.48073
Adj. R-squared	0.35436
標本数	282
1) ***, **, *はそれぞれ有意水準 1%, 5%, 10%で帰無仮説を棄却し、統計的に有意であることを示す。	
2) 括弧内の数値は t 値を示している。	

(筆者作成)

表 6 : 推定結果③

固定効果モデル分析 (被説明変数: 15~29 歳の転入超過率)	
変数名	係数
2 年前の最低賃金額	67.742
	[4.1463]
完全失業率	-94.511
	[-0.2489]
県内総生産	0.0024152
	[10.2957]
労働生産性	0.00047719
	[0.0043]
R-squared	0.49932
Adj. R-squared	0.37747
標本数	282
1) ***, **, *はそれぞれ有意水準 1%, 5%, 10%で帰無仮説を棄却し、統計的に有意であることを示す。	
2) 括弧内の数値は t 値を示している。	

(筆者作成)

分析結果は上記のとおりである(表 4, 5, 6)。分析結果から、15 歳~29 歳の転入超過数に対し、前年度の最低賃金額及び 2 年前の最低賃金額が有意に正の影響を与えるという結果になった。検証仮説とは、少し異なった結果になったが、前年度及び 2 年前の最低賃金額が有意に正の影響を与えることがわかった。この結果に関しては、次の第 6 節で詳しく考察していく。

第6節 結果の解釈

上記の推計結果を参照し、まず最低賃金額に焦点をあて、仮説に対する分析の解釈・考察を行う。最低賃金額の推計値は、 $\beta_{1,1}=30.065$ との推計値であった。これは、前年度の最低賃金額が1円上昇すると、他都道府県からの15歳～29歳の転入数が30人増加することを意味している。t値では $t=1.1366$ という結果であった。t値では推計結果が統計的に有意であるかという一つの基準として、 $t>2$ という条件式がある。今回の結果では、 $t>2$ の条件式を下回る結果となり、15歳～29歳の転入超過率との統計的に有意な関係性を見ることができなかった。

次に、前年度の最低賃金額に関して見ていく。前年度の最低賃金額の推計値は、 $\beta_{1,2}=61.336$ 都の値であった。t値では $t=2.9137$ という結果であった。よって、1%以下で統計的に有意であるということを示している。このことから前年度の最低賃金額が15歳～29歳の転入超過数に有意に正の影響を持つことを示している。2年前の最低賃金も前年度の最低賃金額と同じような分析結果となっている。

これらの分析結果から、検証仮説とは少し異なったが、前年度の最低賃金額と2年前の最低賃金額が15～29歳の転入超過数に対し、統計的に有意な正の影響を与えることがわかった。最低賃金額が統計的に有意な結果が出なかった理由として、最低賃金額の認識と人口移動には時間のずれが発生するからだと考えることができる。転入超過数などの長期的な人口移動には、環境やライフスタイルなど様々な要因があり、身辺整理に時間がかかることが予想される。また、最低賃金額の上昇に合わせて人口移動することは考えにくく、移動先を決める際の一要因として最低賃金額が影響すると考えられる。そのため最低賃金額が発表されたあとの時間経過を含んだ前年度の最低賃金額や2年前の最低賃金額が15歳～29歳の転入超過数により有意に影響を与えるという結果になったのだと考えることができる。

第4章 政策提言

第1節 政策提言の前提

本稿では、「地方の転入超過数の低さ」を問題意識とした。実証分析の結果、15歳から29歳の男女において最低賃金を1円上げると各都道府県で平均61人転入超過数が増えることが判明したため、最低賃金の引き上げが転入超過数を上げることに効果的であることがわかった。しかしながら、労働雇用などが最低賃金によって影響されることを考慮すると最低賃金は簡単に上げられるものではない。一方、先行研究で扱った務川・川畑・上野(2020)により、地域ランク別のAランク地域を除く、B、C、Dランク地域では最低賃金の引き上げは雇用にも正の影響があることが報告されている。よって、B、C、Dランク地域は雇用にも負の影響を及ぼさずに最低賃金を上げることが可能であるといえる。また、私た

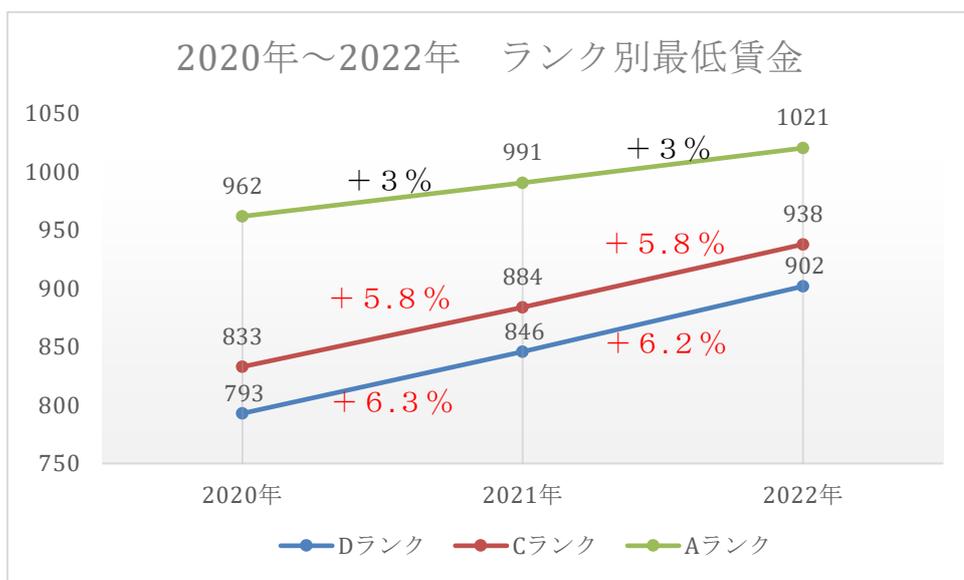
ちが定義した地方の多くはC、Dランク地域に含まれている。よって、私たちはC、Dランク地域における転入超過数の上昇が地方創生の実現に繋がると考え、政策内容はC、Dランク地域に焦点を置き提言する。具体的には以下の政策を経済産業省に提言する。

【政策提言】 転出超過から転入超過にするための最低賃金の引き上げ

第2節 転出超過から転入超過にするための最低賃金の引き上げ

本節では「転出超過から転入超過にするための最低賃金の引き上げ」という政策提言の具体的な内容を説明し、その後、政策提言の限界及び懸念点を述べる。

まず初めに、最低賃金額について詳しく説明する。2016年から2019年まで4年連続最低賃金は3%以上引き上げられたことから、今後も3%以上ずつ引き上げられることが予想される。そのため、今年度の最低賃金額が833円であったCランク地域は、来年には3%分の25円が加わった858円になる。また、前述でも示したように、分析の結果、最低賃金を引き上げると各都道府県で平均61人転入数が増えることが判明した。2019年におけるCランク地域の15歳から29歳の転入超過数の平均は-3230人である。Cランク地域の転入超過数を上昇させ、転入数が転出数を上回るためには、最低賃金を53円引き上げることが最も効果的である。この結果、来年にはCランク地域の最低賃金は9%上昇した938円になる。しかし、ここで1つ懸念点が挙げられる。第2章第5節で述べた務川・川畑・上野(2020)の研究は、具体的に最低賃金を何円引き上げた際にどのくらい影響があるのかは示されていない。本来ならば3%上昇していた最低賃金額を来年には3倍の9%にすると、雇用数に負の影響を与えてしまう可能性が出てくる。そのため、今回の政策提言では、転入超過数を増やすために上乗せされる53円分を2年間に分割し、来年の2021年にはその半分の26円が上乗せされ、Cランクの最低賃金は平均882円になる。また、再来年の2022年には938円になり、Cランクの転入超過数が0以上になることを実現する。Dランクも同様の方法で最低賃金を引き上げ、2021年には平均846円、2022年には902円になる。(図5参照)



(筆者作成)

図5：2020年～2022年 ランク別最低賃金

以下でこの政策が行われた際に考えられる政策提言の限界及び懸念点を述べる。

最低賃金が毎年見直されているなかで、自民党は「年率3%を目途に全国加重平均1000円」を目指すことを表明している。2016年からは、政府目標に沿う形で4年連続、3%台の引き上げが行われた。しかし、2020年、中央最低賃金審議会は新型コロナウイルス感染拡大による経済への打撃を考慮し、「引き上げ額の目安を示すのは困難で、現行水準の維持が適当」という結論をまとめた。今年度は各地で「据え置き」に近い水準にとどまるとみられる。今回のように最低賃金額の目安が示されないのは、リーマン・ショックの影響が出た2009年度以来の11年ぶりである。このような状況のなか、私たちは毎年3%の引き上げが行われることを前提に政策提言を行った。また、一度にC、Dランク地域の最低賃金引き上げを行うと本来の引き上げ額目安の3倍にもなるということを考慮して、2年後の2022年に転入超過数が0以上になることを目指し政策提言を行ったが、今後も新型コロナウイルスの影響で経済に打撃を与え続けることを予想し、さらに長期的にこの政策を行っていくことも考えられる。

終わりに

本稿では、最低賃金で地方創生に一石を投じることを目標とし、最低賃金の引き上げが各都道府県における若者の転入超過率にどのような影響を与えるのかについて分析を行った。分析の結果、15歳から29歳の男女において前年度の最低賃金額を1円上昇させた時、61人転入数が増えるという結果が得られた。この分析結果から、私たちはDランク地域及びCランク地域が転出超過から転入超過になることを目指し「2022年までにDランク地域の最低賃金額の平均を902円、Cランク地域の最低賃金額の平均を938円まで引き上げる」という提言を行った。

しかし、本稿の課題として、実際に最低賃金の影響を受けるとされる若者にヒアリング調査やデータを用いたシミュレーションを行うことができず、データ分析のみで研究結果を示すのみになってしまったことが挙げられる。また、今回は地方の中でDランク地域及びCランク地域に焦点を当てて政策提言を行ったが、Bランク地域のなかにも転入超過数が低い地域が存在している。本稿の政策提言では、Aランク地域やBランク地域からDランク地域や、Cランク地域に若者の人口移動を促すことを意図しており、このような政策提言となった。そのため、Bランク地域に対する政策提言を行わなかった。Bランク地域については今後の研究課題としたい。

最後に、本稿の政策及び研究により若者が地方へ人口移動することで、日本の都市一極化を解消する一助となれば幸いである。地方創生の実現により日本全体が活性化することを願い、本稿の締めとする。

参考文献・データ出典

参考文献

- ・竹内太郎 (2019) 『我が国における人口増加の決定要因』
(<https://www.nstac.go.jp/statcompe/doc/2019/2019U2-yushu.pdf>) 2020/10/25 データ取得
- ・川島崇・村橋正武 (2004) 『大阪都心の人口回帰と移動要因の変化に関する研究』
(https://www.jstage.jst.go.jp/article/uhs1993/2004/46/2004_83/_pdf) 2020/10/27 データ取得
- ・川口大司・森悠子 (2013) 『最低賃金と若年雇用：2007年最低賃金法改正の影響』
(<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/13j009.pdf>) 2020/09/20 データ取得
- ・David Card and Alan B. Krueger (1994)
(<https://davidcard.berkeley.edu/papers/njmin-aer.pdf>) 2020/09/20 データ取得
- ・Peter Harasztosi and Attila Linder (2019)
(<https://pubs.aeaweb.org/doi/pdfplus/10.1257/aer.20171445>) 2020/09/20 データ取得
- ・務川慧・川畑良樹・上野有子 (2020) 『最低賃金引き上げの中小企業の従業員数・付加価値額・労働生産性への影響に関する分析』
(http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_rnote/e_rnote060/e_rnote054.pdf) 2020/09/25 データ取得
- ・内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 (2019) 『地方創生をとりまく状況等について』
(https://www.google.com/url?q=https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/s_hoshikataisaku/h31-04-02-shiryoushu-1.pdf&sa=D&ust=1604899868024000&usg=A0vVaw2dVai_zCoFA46AxagX0wRE) 2020/10/25 データ取得
- ・株式会社マイナビ (2020) 『転職動向調査 2020年版』
(https://www.google.com/url?q=https://www.mynavi.jp/wp-content/uploads/2020/04/%25E3%2583%259E%25E3%2582%25A4%25E3%2583%258A%25E3%2583%2593-%25E8%25BB%25A2%25E8%2581%25B7%25E5%258B%2595%25E5%2590%2591%25E8%25AA%25BF%25E6%259F%25BB2020%25E5%25B9%25B4%25E7%2589%2588_200422.pdf&sa=D&ust=1604899868023000&usg=A0vVaw0yC2b191SsxpmiQJVeyrEk)
- ・読売新聞「最低賃金の引き上げ額、目安示さず…中央審議会」
(<https://www.yomiuri.co.jp/national/20200722-OYT1T50261/>) 2020/11/5 データ取得

データ出典：

- ・総務省「住民基本台帳人口移動報告書」

(<https://www.stat.go.jp/data/idou/4.html>) 2020/10/14 データ取得

- ・厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/minim umichiran/) 2020/10/14 データ取得

- ・総務省「労働力調査 都道府県別結果」

(<https://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.html>) 2020/10/14 データ取得

- ・公益財団法人 日本生産性本部「都道府県別生産性データベース」

(https://jpc.jpc-net.jp/productivity_search/seisansei/dataview/search) 2020/10/15 データ取得

- ・内閣府「県内総生産 総括表」

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/main_h28.html) 2020/10/14 データ取得

- ・読売新聞「最低賃金の引き上げ額、目安示さず…中央審議会」

(<https://www.yomiuri.co.jp/national/20200722-0YT1T50261/>) 2020/11/5 データ取得

- ・総務省統計局（2018）『住民基本台帳人口移動報告 平成30年（2018年）結果』

(<https://www.stat.go.jp/data/idou/2018np/kihon/youyaku/index.html>) 2020/11/5 データ取得

- ・内閣府（2019）『社会インフラの供給基盤』

(https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je13/h03_03.html)

2020/10/22 データ取得

- ・国土交通省（2016）『社会資本の老朽化の現状と将来』

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/02research/02_01.html)

2020/10/22 データ取得

- ・ 国税庁 『民間給与実態統計調査』

(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan/top.htm>)

2020/10/22 データ取得

- ・ 独立社団法人 労働政策研究・研修機構 「平成 27 年 労働力需要の推計」

(<https://www.jil.go.jp/press/documents/20151216.pdf>)

2020/10/22 データ取得

- ・ 厚生労働省 「都道府県別にみた年次別合計特殊出生率」

(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411598>)

2020/10/20 データ取得

- ・ 厚生労働省 「他都道府県からの転入者数－全国，都道府県（平成 31 年・令和元年）」

(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031905332&fileKind=0>) 2020/10/20 データ取得

- ・ 厚生労働省 「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06020.html)

2020/10/22 データ取得

- ・ 厚生労働省 「最低賃金法第 3 条の解釈」

(<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/s0303-9c.html>)

2020/10/22 データ取得

- ・ 厚生労働省 「『働き方改革』の実現に向けて」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>)

2020/10/22 データ取得

- ・ 総務省 「グローバルに展開する ICT 市場」

(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/nc112130.html>)

2020/10/22 データ取得

- ・ 厚生労働省 『賃金引上げ、労働生産性向上』

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/chin gin/index.html)

2020/10/22 データ取得